平成２５年（フ）第３３０号
大分県別府市朝見１丁目19番９号
債務者　小濵　景子
1　決定年月日時　平成25年９月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月１日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第６６号
宮崎県小林市北西方2004番地２
債務者　大迫　一枝
1　決定年月日時　平成25年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月１日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２５年（フ）第８７号
福島市下鳥渡字新町43番地の２　サンハイムしのぶ101号室
債務者　尾形てるみ
1　決定年月日時　平成25年９月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
福島地方裁判所

平成２５年（フ）第６７号
長野県茅野市ちの1020番地１　サンリツプレース茅野Ａ103号
債務者　綿貫　　誠
1　決定年月日時　平成25年９月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２５年（フ）第７１号
長野県茅野市泉野5931番地65
債務者　水引　晶子
1　決定年月日時　平成25年９月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２５年（フ）第７０号
岐阜県可児市広見1650番地１　トキワハイツ102、前住所岐阜県美濃加茂市本郷町１丁目10番３号
債務者　川合眞理子（旧姓遠藤）
1　決定年月日時　平成25年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２５年（フ）第４４号
兵庫県南あわじ市広田中筋201番地３　金山マンション202号、前住所兵庫県南あわじ市広田中筋420番地７
債務者　市原　孝史（旧姓神吉）
1　決定年月日時　平成25年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２５年（フ）第８１号
山口県下関市彦島江の浦町３丁目15番２―501号　県営住宅彦島江の浦団地、前住所山口県下関市綾羅木本町３丁目１番12―601号
債務者　濵田　葉月（旧姓松浦）
1　決定年月日時　平成25年９月２日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２５年（フ）第９４号
山口県下関市山の田中央町14番５号　山の田団地32―３号
債務者　森本　　淳
1　決定年月日時　平成25年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２５年（フ）第９８号
福岡県嘉麻市上臼井1934番地　碓井笹原団地19号
債務者　永松富士雄
1　決定年月日時　平成25年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２５年（フ）第２３２号
大分市大字市561番地の１　市営Ａ１―５
債務者　池邉　　廣
1　決定年月日時　平成25年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２９７号
大分市長浜町２丁目14番28号　ビージューハウス205
債務者　笠原　　浩
1　決定年月日時　平成25年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２９８号
大分市長浜町２丁目14番28号　ビージューハウス205
債務者　笠原　松子（旧姓西郡）
1　決定年月日時　平成25年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２９９号
大分県別府市立田町４番34号　一番商事ビル302号
債務者　古長かすみ
1　決定年月日時　平成25年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２１９６号
大阪府豊中市蛍池東町４丁目１番５号
債務者　枚田　　勝
1　決定年月日時　平成25年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３３４４号
大阪府枚方市茄子作１丁目31番２号
債務者　坂倉　　裕
1　決定年月日時　平成25年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３５６５号
大阪市住之江区南港北１丁目25番10―1004号
債務者　郷田　利加（旧姓藤長）
1　決定年月日時　平成25年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部